

2019年5月20日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「2018年12月31日の各紙に掲載された紅白歌合戦の広告について」として、

「①上記広告の掲載誌一覧

②各紙に支払われた広告（掲載）料

または各紙に支払われた広告（掲載）料の合計額

③NHK内で広告掲載を決定するにあたっての決済者一覧（決済文書があれば、その写しすべて）」

に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対して、NHKは、

①に該当する文書として、編成局が作成し、経理局に提出した「仕様書」を開示したが、その記載内容のうち「担当者名」は職員個人に関する情報であるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号に該当し、「連絡先」は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し、いずれも開示することができないとした。

②に係る文書は、NHKは本件に関し、広告費の支出額を抑制するため、各新聞社と直接、広告掲載の交渉を行うことを避け、ノウハウを有する広告代理店を通して交渉したことから、当該広告代理店より受領した「納品書」および「請求書」がそれに該当すると捉えた。そこで規程第12条1項に基づいて当該広告代理店に「第三者意見照会」を行った結果、金額の開示には同意しない旨、回答があった。このため、開示することにより、NHK以外の法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、かつ、NHKの事業活動にも支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当し、開示することができないとした。

③に係る文書は存在しないため、開示することができないとした。なお、③について「今回の広告掲載業務については、編成局が起案し、広告掲載について広報局が承認し、その決定をもとに経理局において契約締結および支払いを行いました。」と情報提供した。

これに対して、視聴者より、①から③の求めのうち、②についてのみ、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書として、当初、当該広告代理店からNHKが受領した「納品書」および「請求書」を特定した。これらは、限られた期間内に複数の新聞社と契約交渉を行える、当該広告代理店を通して得た交渉の結果である。記載のうち、「各紙に支払われた広告（掲載）料」は、当該広告代理店と新聞社の双方にとり、機微な情報にあたる考える。

さらに検討した結果、「支払われた広告（掲載）料の合計額」については、NHKが作成した「支払内訳表」も、求めの文書であると特定した。ただ、当該広告代理店は第三者意見照会に対し、合計額についても、「競合他社に開示されると今後の営業活動に支障が出る」と答えたことから、「支払内訳表」も、納品書および請求書と同じく、開示することにより、当該広告代理店の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるとする。

また、合計額を開示した場合、NHKの事業活動にも支障を及ぼしかねない。「紅白歌合戦」は、例年11月に出場者を発表し、12月下旬に曲の歌唱順を発表するため、広告掲載内容の確定は、年末となる。この条件下で大晦日の掲載実現に万全を期すには、複数の新聞社を束ねて迅速に交渉できるノウハウ、および実績を有する広告代理店を選定し、委託する必要がある。

当該広告代理店が、各紙に個別に支払われた広告料と同じく、合計額も「開示されれば営業活動に支障が出る」と主張している。合計額が知られた場合、各紙に支払われた広告料が推知されるおそれがあることを考慮すると、開示することにより、NHKも業務の委託先選定が難しくなることが予想され、限られた財源で機動的かつ効果的な番組広報を行う業務に、支障が生じるおそれがある。

よって、再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号および4号に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会としても、当該広告代理店がNHKに提出した意見書を確認した上で審議を行った。その結果、再検討の求めの文書はいずれも規程第8条1項1号および4号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

2019年4月18日（第267回審議委員会）第808号	諮問、審議
5月20日（第268回審議委員会）	審議、答申